

Zenken通信 (vol. 48)

▽ 今回のお届け情報

Title: 静岡県「調査基準価格等を新モデルに見直し」

Outline

添付資料P1～3

○静岡県は、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約の推進を図るため、低入札調査基準価格と最低制限価格の算定式等を新中央公契連モデルに準じて見直した。（8月1日以降の入札公告分から適用）

○これにより、調査基準価格、最低制限価格ともに約2%アップすることとなる。

〔見直し内容〕

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1. 設定範囲 | 2/3～8.5/10 ⇒ 7.0/10～9.0/10 |
| 2. 算定式 | ・直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし |
| | ・共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし |
| | ・現場管理費×0.60 ⇒ ×0.70 |
| | ・一般管理費×0.30 ⇒ 変更なし |

《静岡県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

県が新公契連モデル導入

8月1日から

現在、県では原則、設計価格5000万円以上の工事を対象に、低入札の工事を運用。調査基準価格は、予定価格の66・6％～85％の範囲で設定。具体的な調査基準価格の算定は、①直接工事の95％②共通仮設費の90％③現場管理費の60％④一般管理費の30％を合算し、設定している。

8月以降は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が改定した「新公契連モデ

「ル」の適用によって、予定価格の設定範囲の下限を70%に、上限を90%にそれぞれ見直す。加えて、調査基準価格の算定式のうち、現場管理費の算定割合を10%アップさせた70%に改める。

県では08年度から、低入札価格調査制度の「契約しない場合の判断基準」として、予定価格の55%程度の基準値を下回った場合には契約対象か

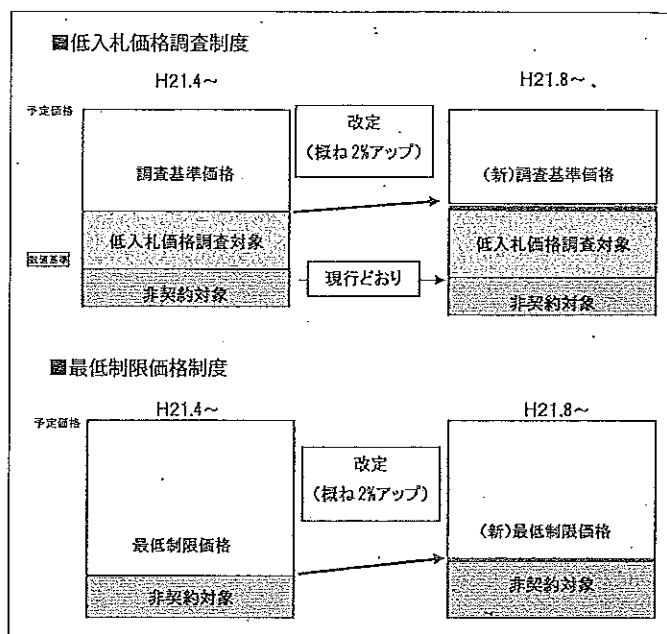
ら除外している。合わせて、今回の新公契連主デールへの改定で調査基準価格が2%程度上昇するところが見込まれ、より一層、ダンピング対策が強化される。

層、ダンピング対策が強化される。

一方、設計価格5000万円未満の工事を対象に運用している最低制限価格についても、調査基準価格と同様に算定式を新公契連モデルに改定。

県は、国土交通省や日本下水道事業団、他の自治体などがすでに低入札価格調査基準価格の設定範囲を引き上げたことへの改定を決めた。

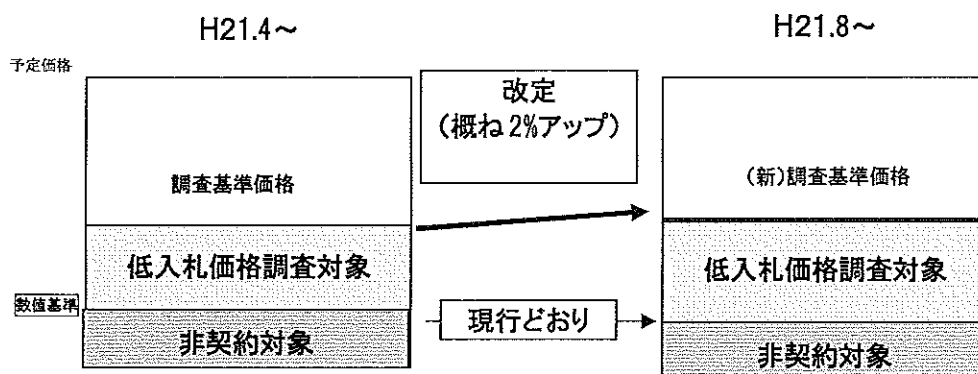
小規模工事についても、最低制限価格が2%上昇すること、ダンピング受注抑止による工事品質の維持・向上を図る。



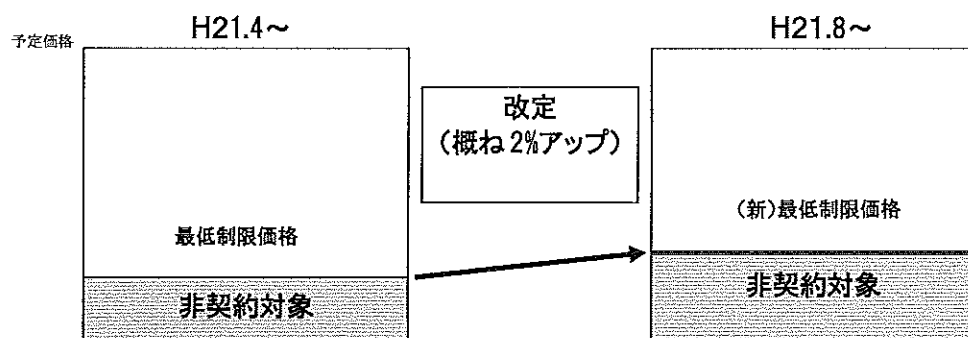
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改定について

1 改定の概要

- (1) 低入札価格調査制度(※低入札価格調査制度の対象は設計価格5千万円以上の建設工事に適用)
低入札調査基準価格算定式を新公契連モデルに改定する。



- (2) 最低制限価格制度(※最低制限価格制度の対象は設計価格5千万円未満の建設工事に適用)
最低制限価格算定式を新公契連モデルに改定する。



(3) 適用日

平成21年8月1日以降、公告又は指名通知を行う案件から適用する。

事 務 連 絡
平成21年7月10日

(社)静岡県建設業協会会長様

静岡県建設部建設支援局建設業室長

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改定について（通知）

このことについて、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。
また、貴協会会員に対しまして周知等よろしくお願いします。
なお、新しい要領等は静岡県HPへ掲載を予定していますのでご承知置きください。

記

1 趣旨

ダンピング対策の充実等適正価格での契約の推進を図るため、低入札調査基準価格及び最低制限価格について、国土交通省において今年度から低入札調査基準価格を更に見直したことを踏まえ、新公契連モデルに改定した。

2 改定の概要

- (1) 低入札価格調査制度(低入札価格制度の対象は設計価格5千万円以上の建設工事に適用)
低入札調査基準価格算定式を新公契連モデルに改定する。
- (2) 最低制限価格制度(最低制限価格制度の対象は設計価格5千万円未満の建設工事に適用)
最低制限価格算定式を新公契連モデルに改定する。
- (3) 適用日
平成21年8月1日以降、公告又は指名通知を行う案件から適用する。

担当 建設業室指導契約係
電話 221-3059

3